

大阪市立新高小学校 P T A 規約
令和2年年4月改訂版

大阪市立新高小学校 P T A 規約

第 1 章 名 称

第 1 条 (名称と所在地)

この会は、大阪市立新高小学校 P T A (以下、「会」という。) という。

2 この会は、事務所を大阪市立新高小学校内に置く。

第 2 章 目 的

第 2 条 (会の目的)

この会は、保護者と教職員とが協力して、学校と家庭および社会における在学児童の健全な成長を図ることを目的とする。

第 3 条 (活動内容)

この会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。

(1) 学校および家庭における教育に関する理解を深め、その教育の振興につとめる。

(2) 在学児童の校外における生活の指導を行う。

(3) 地域における教育環境の改善と充実を図る。

(4) 保護者と教職員の相互が、必要な学習およびその活動を行う。

第 3 章 方 針

第 4 条 (会の方針)

この会は、教育を本旨とする民主的な社会教育関係団体として、次の方針に従って活動する。

(1) 在学児童の教育ならびに福祉のために活動する他の団体および機関と協力する。

(2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。

(3) この会または、この会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。

(4) 学校の教育方針および人事に干渉しない。

第 4 章 会 員

第 5 条 (会員資格)

この会の会員となることのできる者は次のとおりである。

(1) 新高小学校に在籍する児童の保護者で、この会の目的や趣旨に賛同し、入会を希望した者。

(2) 新高小学校の教職員のうち、この会の目的や趣旨に賛同し、入会を希望した者。

(3) 本項第 1 号および第 2 号に該当せず、この会の趣旨に賛同する者で、実行委員会の承認を得た者。

第 6 条 (会員の義務)

この会のすべての会員は、会費を納める義務を有する。

第 7 条（入会の手続き）

この会に入会し会員となる者は、書類に入会の意思と入会の日付を記入し、定められた会費を添えて会に提出する。

2 第 5 条第 1 項第 2 号に該当する者は、原則、着任日の翌日からの入会とする。

3 第 5 条第 1 項第 3 号に該当する者は、本条第 1 項の手続きの後、実行委員会の承認を得る必要がある。

4 入会後は、書面による退会の申し出が無い限りは、自動的に継続される。

第 8 条（退会の手続き）

この会の会員は、この会の目的や趣旨に賛同できない旨を明記した書面を会に対して提出することによって、退会することができる。

2 在籍児童の卒業もしくは、第 5 条の会員資格を喪失した場合は、自動的に退会となる。

第 5 章 経 理

第 9 条（会の運営経費）

この会の経費は、会費をもって運営する。

第 10 条（会の経理）

この会の経理は、総会において承認された予算に基づいて行われる。

第 11 条（会費）

この会の会費は、一口月額 500 円とする。ただし、教職員は一口 200 円とする

2 会費は、会に属する月の分をその月の末頃に支払うものとする。

3 月の途中で入会もしくは退会した場合であっても、日割りによる請求もしくは払い戻しは行わない。

4 会費の徴収は、実行委員会にて予め承認された方法にて徴収する。

第 12 条（会費の上限）

会費（口数）の上限を次の通り定める。

（1）保護者においては、1 家庭当たり 1 口とする。

（2）教職員においては、会員 1 名につき 1 口とする。

（3）第 5 条第 1 項第 3 号に該当する者は、会員 1 名につき 1 口とする。

2 会員から本条第 1 項に定めを超えた口数の申し出があった場合は、個別に実行委員会で協議し、定めた口数を適用する。

第 13 条（会計監査）

この会の経理は、会計監査を経て会員に報告されなければならない。

第 14 条（会計年度）

この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 役員とその選挙

第 15 条（役員の構成）

この会の役員構成は、次のとおりである。

会長 1 名、 副会長 2 名、 書記 1 名、 会計 1 名

2 役員の増員が必要な場合は、10章で定める実行委員会にて役員の配置と人数を変更することができる。ただしその変更は、当該年度のみ有効とする。

3 役員は他の役員、または会計監査委員を兼ねることができない。

第16条（役員の任期）

役員の任期は、1年とする。再選は妨げないが、連続する期間は2年までとする。

第17条（役員の選出）

次年度の役員の選出は、次のとおりとする。

(1) 「選挙管理委員会（以下、「選管」という。）」を発足させる。

①選管は、決算総会開催予定の月からさかのぼって、2ヶ月以上前に設置する。

②選管は、5名以上で構成する。その構成は、教職員の中から互選によって最低2名、実行委員の中から互選によって最低3名、必要に応じて会員の中から立候補を募る。

(2) 選管の委員になったものは、役員および会計監査委員長の候補者になることができない。

(3) 選管は、会員の中から役員の立候補もしくは推薦を募り、各役員別に候補者をあげ、役員選挙を行う総会の7日前までに全会員に知らせる。

(4) 会員で役員に立候補する者は、役員選挙を行う総会の10日前までに選管に届出なければならない。

(5) 候補者は、役員選挙を行う総会において、会員による就任の承認を受けて決定する。なお、対立候補のある場合は、総会に出席している会員の口数に応じた無記名投票により、多数で選挙される。

第18条（役員の就任）

役員は、役員選挙を行う総会での承認後より就任する。

第19条（役員の欠員）

会長に欠員を生じたときは、副会長の中から実行委員会の議決を経て就任する。

2 会長以外の役員に欠員が生じたときは、実行委員の中から実行委員会の議決を経て就任する。

3 本条第1項および第2項の任期は、前任者の残任期間とする。

第7章 役員の資格とその任務

第20条（役員の資格）

会員で公選による公職者でない者は、第6章の規定に従って役員になることができる。

第21条（会長の職務）

会長は、次の職務を行う。

(1) 総会および実行委員会を招集し、会議の議長となる。

(2) 常置委員会および特別委員会の委員長・副委員長を任命する。

(3) 常置委員会および特別委員会の委員を任命する。

(4) 各委員会に出席して、意見を述べることができる。

(5) この会の資産を管理する。

2 第1項の職務においては、選挙管理委員会および会計監査委員会は含まないものとする。

第22条（副会長の職務）

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

第23条（書記の職務）

書記は、次の職務を行う。

(1) 総会および実行委員会の議事、ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。

(2) 記録、通信、その他の書類を保管する。

(3) 総会の議事および日程を立案する。

第24条（会計の職務）

会計は、次の職務を行う。

(1) 常置委員会の予算立案に協力し、PTA活動費全般の予算立案を行う。

(2) 総会で承認された予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。

(3) 会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。

(4) 会計監査を受け、会員に報告する。

第8章 会計監査委員会

第25条（会計監査委員会の設置）

この会の経理を監査するために、会計監査委員会を置く。

2 会計監査委員会には、委員長以外に2名の委員を置き、計3名で構成される。

第26条（会計監査委員長および委員の就任）

会計監査委員長の選挙および就任は、第17条に準じて行う。

2 会計監査委員は、会計監査委員長が2名の委員を選任し、会長が任命することで就任する。

第27条（会計監査委員会の職務）

会計監査委員会は、その任期中に2回以上の監査を実施する。

2 決算総会にて、監査の結果を会員に対して報告する。

第28条（会計監査委員長と会計監査委員の任期）

会計監査委員長と会計監査委員の任期は1年とする。

第29条（会計監査の意見）

会計監査委員長は、会計監査に関する事に限り、役員および実行委員に意見を述べることができる。

第9章 総会

第30条（総会の位置付け）

総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。

第31条（総会の定足数）

総会の定足数は、全会員の5分の1とする。

2 決議は、出席者と有効議決権を合わせた過半数の同意を要する。

第32条（総会の開催）

総会は、予算総会および決算総会を必ず開催する。

- 2 実行委員会が必要と認めるとき、または会員の3分の1以上の要求があったときは、会長は臨時総会を開催しなければならない。

第33条（総会での承認事項）

予算総会においては、この会の年間事業計画、および予算の審議決定を行う。

- 2 決算総会においては、決算報告の承認を行う。

第10章 実行委員会

第34条（実行委員会の構成）

実行委員会は、役員、各常置委員会の委員長および副委員長、校長、教頭、予め実行委員会で認められた会員をもって構成される。

第35条（実行委員会の任務）

実行委員会の任務は、次のとおりである。

- (1) 各委員会によって立案された事業計画を審議検討し、必要に応じて意見する
- (2) 総会に提出する議案を調整する。
- (3) 必要あるときは、特別委員会を設ける。

第36条（実行委員会の開催）

実行委員会は、毎月1回定例会を開催することを原則とする。

- 2 実行委員会の定足数は、実行委員数の2分の1とする。
- 3 決議は、出席者の過半数の同意を要する。

第11章 常置委員会、および特別委員会

第37条（常置委員会の設置と構成）

この会の目的を遂行するために必要な調査研究および立案、実施するために専門機関として次の常置委員会を置く。

- | | | |
|---------------|------------|------------|
| 1. みまもり委員会 | 2. 総務委員会 | 3. イベント委員会 |
| 4. 地域こうりゅう委員会 | 5. P R 委員会 | |
- 2 常置委員会の委員は会員の自薦もしくは他薦によって選出し、会長が任命する。
 - 3 常置委員会は、委員長と副委員長および最低2名の委員の計4名を必要とする。4名に満たない場合は、当年度においてその常置委員会は設置しない。

第38条（特別委員会の設置と構成）

この会の特定の目的を遂行するために、実行委員会が必要と認めたときは、特別委員会を設けることができる。

- 2 特別委員会の委員は、その目的に応じた会員で構成し、実行委員会で承認され就任する。
- 3 特別委員会は、その目的の達成をもって、自動的に解散する。
- 4 特別委員会の委員長および副委員長は、必要に応じて実行委員会に出席して意見を述べることができる。

第39条（委員長および副委員長の選出と就任）

常置委員会および特別委員会の委員長および副委員長は、各委員会の委員の互選によって選出される。

2 選出された委員長および副委員長は、会長によって任命され、就任する。

第40条（常置委員の任期）

常置委員会の委員長、副委員長および委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第41条（常置委員会の任務と活動）

常置委員会の任務および活動は、次のとおりとする。

1. みまもり委員会

校外における在校児童の交通安全及び防犯、環境浄化、非行防止につとめるとともに、会員の意識と理解を深める。

2. 総務委員会

実行委員会会議日程調整、各種配布物作成（PTA新聞を除く）・配布、ベルマーケ活動及びPTA会員との連絡を担うなど、役員の業務をフォローし、PTA活動が円滑に行えるように努める。

3. イベント委員会

児童、教職員及び保護者参加のイベントを企画立案し開催する。併せて、児童及び保護者の生活習慣の改善、体力の向上、食育活動等を通して、健康増進を図る。

4. 地域こうりゅう委員会

児童及び保護者と地域との交流を図り、地域活動の活性化につとめる。

5. P R 委員会

会員に対するPTA活動に関する情報の伝達につとめる。

第42条（事業計画の実施）

各常置委員会および特別委員会は、その事業計画の実施にあたっては、必ず実行委員会にはかり、承認を得なければならない。

第12章 規約の改正

第43条（規約の改正）

この規約は、総会における出席者および有効議決権を合わせた3分の2以上の賛成によって改正することができる。ただし、改正案は総会の少なくとも5日前までにその内容を全会員に知らせておかねばならない。

付 則

1 この規約は、平成26年4月24日より施行する。

2 令和2年4月9日より、本改訂版を施行する。

改定履歴

昭和 3 2 年 9 月改正、 昭和 4 5 年 4 月改正、 昭和 5 6 年 4 月改正、 昭和 6 2 年
4 月改正
平成 5 年 6 月改正、 平成 1 3 年 2 月改正、 平成 1 7 年 4 月改正、 平成 2 0 年
4 月改正
平成 2 6 年 4 月改正、 平成 2 8 年 4 月改正、 平成 2 9 年 4 月改正、 平成 3 1 年
4 月改、 令和 2 年 4 月改正